

2011年3月15日 全5頁

震災に対する租税の減免措置等

資本市場調査部 制度調査課
鳥毛 拓馬

2010年分の申告においても減免措置が適用される可能性あり

[要約]

- 震災により、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のいずれか有利な方法を選ぶことにより、所得税の全部または一部を軽減することができる。
- 今般の東北地方太平洋沖地震で被災者が所得税の減免の適用を受けるためには、本来ならば、2011年分の所得税の確定申告において対応することになる。しかし、現在、確定申告期間中であり、また、申告期限も延長されることになったため、納税者の選択により2010年分の申告においても減免措置が適用される方向で、検討が進められている模様である。

1. 災害に対する所得税の減免措置

- 震災により、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、所得税法の雑損控除、災害減免法による軽減免除による方法のいずれか有利な方法を選ぶことにより、所得税の全部または一部を軽減することができる。
- 今般の東北地方太平洋沖地震で被災者が所得税の減免の適用を受けるためには、本来ならば、2011年分の所得税の確定申告において対応することになる。しかし、現在、確定申告期間中であり、また、申告期限も延長されることになったため、納税者の選択により2010年分の申告においても減免措置が適用される方向で、検討が進められている模様である¹。なお、1995年の阪神淡路大震災の際には、1994年分の所得税の確定申告において、減免措置が適用された。

(1) 雑損控除

- 雑損控除とは、災害などにより、資産について損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができる制度である。
- 雑損控除の対象になる資産などの要件は以下のとおりである。

¹ 野田財務大臣の会見の概要（財務省ホームページ

http://www.mof.go.jp/kaiken/kaiken_my20110312.htm)

図表 1 雑損控除の概要

資産の所有者	○納税者、 あるいは、 ○納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が 38 万円以下の者。
対象資産	○生活に通常必要な住宅、家具、衣類など ○事業用の資産や別荘、書画、骨とう、貴金属等で 1 個または 1 組の価額が 30 万円を超えるものなどは対象外
控除できる金額	次の二つのうちいずれか多い方の金額。 (1) (差引損失額) - (総所得金額等) × 10% (2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5 万円 ※損失額がその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後(3 年間で限度)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができる。雑損控除は他の所得控除に先だって控除することとなっている。
差引損失額の計算	差引損失額 = <u>損害金額(※1) + 災害関連支出の金額(※2) - 保険金などにより補填される金額(※3)</u> ※1 損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額 ※2 災害により滅失した住宅、家財などを取壊しまたは除去するために支出した金額など ※3 災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○雑損控除を受けるためには、確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害関連支出の金額の領収を証する書類を添付するか、提示する。

○給与所得がある場合には、このほかに給与所得の源泉徴収票(原本)を申告書に添付する。

(2) 災害減免法による所得税の軽減免除

○災害により住宅や家財に損害を受けたときは、災害減免法により所得税が軽減免除される。

○災害のあった年分の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合で、災害により受けた損害額が住宅または家財の 2 分の 1 以上で、かつ、雑損控除の適用を受けない場合は、所得金額に応じて所得税額が軽減免除される。

○具体的には、合計所得金額が 500 万円以下の場合には所得税の全額が免除される。合計所得金額が 500 万円を超え 750 万円以下の場合には所得税額の 2 分の 1 が、合計所得金額が 750 万円を超え 1,000 万円以下の場合には所得税額の 4 分の 1 が、軽減される。

○住宅または家財とは、自己またはその者と生計を一にする配偶者その他の親族で、その年分の合計所得金額が基礎控除額以下である者が所有する常時起居する住宅または日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいう。雑損控除の場合には、棚卸資産等特定の資産を除く一切の資産が対象となる一方で、災害減免法の場合には、住宅、家財に限られる。

○別荘や貴金属類、書画、骨とう、美術工芸品等で 1 個または 1 組の価格が 30 万円を超えるものは対象外

となるのは雑損控除と同様である。

- 給与所得者が災害減免法により源泉所得税の徴収猶予または還付を受けた場合は年末調整されないで、確定申告により所得税を精算する。
- 災害減免法の適用を受けるためには、確定申告書に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載して、原則として確定申告期限内に、納税地の所轄税務署長に提出することが必要である。

2. 災害減免法による相続税・贈与税の軽減

(1) 相続税の減免

- 相続または遺贈により取得した財産について、災害により、相続税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額の10%以上の被害を受けたときには、以下のとおり相続税が軽減される。

図表 2 相続税の減免

申告書の提出期限前に災害を受けた場合	相続等により取得した財産の価額から、被害を受けた部分で、保険金、損害賠償金等で補填されなかった部分の価額を控除して課税価額を計算する。 相続税の申告書に、被害の状況や被害額等を記載し、原則として申告期限内に提出する。
申告書の提出期限後に災害を受けた場合	災害後に納付すべき相続税額で、課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうち、被害を受けた部分で、保険金、損害賠償金等で補てんされなかった部分の価額に対応する金額が免除される。 免除を受ける場合、被害の状況や被害額等を記載した申請書を、災害のやんだ日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出する。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

(2) 贈与税の軽減

- 贈与により取得した財産について、災害により、贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額の10%以上の被害を受けたときには、贈与税が軽減される。
- 具体的には、贈与によって取得した財産の価額から、被害を受けた部分で、保険金、損害賠償金等で補てんされなかった部分の価額を控除して課税価額を計算する。
- この場合、贈与税の申告書に、被害の状況や被害額等を記載し、原則として申告期限内に提出する。

3. 災害を受けたときの納税の猶予等の取扱い（国税通則法及び災害減免法）

(1) 納税の猶予

- 被災者は、一定の国税について納税の猶予を受けることができる。
- この制度には、災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予と災害等を受けたことにより納付が困

難な場合の納税の猶予がある。

ア 災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予

○この納税の猶予を受けられる被災者は、災害により全積極財産のおおむね 20%以上の損失を受けた被災者である。納税の猶予を受けられる国税は、次のようなもので、その損失を受けた日以後 1 年以内に納付すべきものである。

- (1) 災害がやんだ日以前に課税期間の満了した所得税または法人税や災害がやんだ日以前に取得した財産に係る相続税または贈与税で、納期限がその損失を受けた日以後に到来するもののうち、猶予申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの
- (2) 災害がやんだ日の属する月の末日以前に支払われた給与等の源泉所得税等で法定納期限がまだ到来していないもの
- (3) 災害がやんだ日以前に課税期間が経過した消費税で、納期限が損失を受けた日以後に到来するものうち、猶予申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの
- (4) 予定納税²に係る所得税並びに中間申告に係る法人税及び消費税

○納税の猶予期間は、損失の程度により、納期限から 1 年以内の期間となる。納税の猶予を受けるためには、災害のやんだ日から 2 か月以内に、納税の猶予申請書、被災明細書を提出する必要がある。

イ 災害を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予

- 災害により、国税を一時に納付することができないと認められる場合には、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができる。
- 納税の猶予を受けられる国税は、災害等により被害を受けたことに基づき、一時に納付することができないと認められる国税である。
- 納税の猶予期間は、原則として 1 年以内の期間に限られるが、猶予の期間内に納付ができないやむを得ない理由がある場合は、既に認められている猶予期間と合わせて 2 年を超えない期間内で、申請により納税の猶予期間の延長を受けることができる。
- よって、同一の災害を理由として、災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予と災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予及びその猶予期限の延長により、最長 3 年間の猶予を受けることができる。
- この納税の猶予を受けるためには、納税の猶予申請書の提出が必要であるが、上記の災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予と異なり原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が必要である。

² その年の 5 月 15 日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が 15 万円以上である場合、その年の所得税の一部をあらかじめ納付する制度

(2) 給与所得者、公的年金受給者の源泉所得税の徴収猶予及び還付

- 所得税の軽減免除は、原則として翌年の確定申告で清算される。しかし、災害後に納期限が到来する源泉所得税や予定納税などについても、確定申告前に徴収猶予、減額を受けることができる。
- 具体的には、災害を受けた給与所得者、公的年金受給者の災害による損害金額が、住宅または家財の価額の2分の1以上で、かつ、その年分の合計所得金額の見積額が1,000万円以下である場合には、所得金額の見積額に応じて、源泉所得税額の全部または一部について徴収猶予や還付を受けることができる。
- また、災害による住宅や家財の損害金額がこれらの価額の2分の1未満、または、その年の合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合で、災害による損害金額について雑損控除の適用が受けられると認められるときには、災害減免法施行令に規定する一定の金額について、源泉所得税の徴収猶予を受けることができる。
- 徴収猶予や還付を受けようとする場合、給与または公的年金等の支払者を経由して、被災者の納税地の所轄税務署長³(還付を受けようとする場合は、直接納税地の所轄税務署長)に**源泉所得税の徴収猶予・還付申請書**等の書類を提出する必要がある。
- 給与所得者がこの源泉所得税の徴収猶予または還付を受けた場合は年末調整がされないので、確定申告により所得税を精算することになる。

(3) 予定納税の減額申請

- 所得税の予定納税をする場合で、災害により損失を受けたときは、減額申請をすることで予定納税額の軽減免除を受けることができる。
- 今般の震災の場合、6月30日の現況によって見積もったその年分の所得税の額が予定納税基準額に満たないときは、その年の7月15日までに予定納税の減額申請をすることで第一期分及び第二期分の予定納税額が軽減免除される。

³ 支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出も可能